沼津市監査委員告示第3号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により報告した、令和元年度定期監査(学校監査) 結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により、 別紙のとおり公表する。

令和2年2月26日

沼津市監査委員 大川正博

同 宇佐美 文 男

沼教学第 653 号 令和 2 年 2 月 7 日

 沼津市監査委員
 大
 川
 正
 博
 様

 同
 宇佐美
 文
 男
 様

 同
 髙
 橋
 達
 也
 様

沼津市教育委員会

監査の結果に係る措置について(通知)

このことについて、令和元年 12 月 5 日付け沼監第 47 号の定期監査(学校監査)の結果に関する報告に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

指摘事項	講じた措置の内容
(3)イ(ア) 交付金支払処理の適正な事務施行 について	交付金からの支払事務の適正な執行を図る ため、令和2年1月10日開催の校長会等を 通じ、各学校の校長、担当教職員及び事務 職員に対して、支払前の事前稟議・決裁の 徹底を図った。
(3)イ(4) 源泉徴収事務の適正な執行について	源泉徴収事務の適正な執行を図るため、令和2年1月10日開催の校長会等を通じ、各学校の校長、担当教職員及び事務職員に対して、源泉徴収分の納付に係る期限等、遵守すべき事項の徹底を図った。
(3)イ(ウ) 交付金調書等の記載事項の適正 化について	交付金からの支払事務の適正な執行を図るため、調書に記載すべき事項の整理を図り、令和2年1月10日開催の校長会等を通じ、各学校の校長、担当教職員及び事務職員に対してその徹底を図った。